正八位
従四位に叙する
井川　四郎　北岡　容治
正五位に叙する（各通）
正八位
従五位に叙する（各通）
安藤昭四郎　飯塚　明夫
植西　博　川口　平
木村要二郎　澤　重朗
西尾　敏　橋本八右衛門
正六位に叙する（各通）
大竹　昇　小松崎　晃
後藤　貞夫　斉藤　福平
南部與一郎　坂東　淳
（西宮市議会議員）
三原　憲二
従六位に叙する（各通）
市川　幸雄　水越　賢一
従七位に叙する（各通）（以上一月十三日）
（判事）
土谷　裕子
正五位に叙する
従七位
佐藤五十六
従五位に叙する（各通）
大久保泉一郎
正六位に叙する（各通）
大野　渉　高橋　末次
従六位に叙する（各通）
江見　俊雄　久保田政治
正七位に叙する（各通）（以上一月十四日）
堀　晴夫
従六位に叙する
正七位に叙する（以上一月十五日）
松田　正毅
正五位に叙する（一月十六日）
（大阪府立大学名誉教授）
茶珎　和雄
（大阪教育大学名誉教授）
森　泰
従四位に叙する（各通）
長澤　弘志
正六位に叙する
正七位に叙する（以上一月十七日）
（東北大学名誉教授）
堀越　登
正四位に叙する（一月十八日）
大貫　裕司

吉里　邦夫
千葉　眞二
奥山　盛弘
清河平三郎
長谷川良内
石垣　武雄
木村　太
塚田　節郎
古田　二郎
小山　昭
清水　昭司
三原　憲二
水越　賢一
土谷　裕子
大友　安治
椎名　久信
工藤　繁人
圓山　伍一
鳥越　磯次
堀　晴夫
原　幸造
松田　正毅
茶珎　和雄
森　泰
長澤　弘志
堀越　登
大貫　裕司

従五位に叙する
岡田　進
従六位に叙する（以上一月十九日）
正六位に叙する（一月二十日）
櫻井　照芳
従七位に叙する
有海　清寿
従五位に叙する（一月二十三日）
○叙勲
岩間　公男　川谷　力雄
平野　弘　横田　登
旭日単光章を授ける（各通）（一月十一日）
鍋東　重行　藤峰　登
旭日単光章を授ける（各通）（一月十二日）
橋本八右衛門
旭日小綬章を授ける
（西宮市議会議員）
三原　憲二
旭日双光章を授ける
田中雄一朗　増田　悦二
旭日単光章を授ける（各通）（以上一月十三日）
鈴木　光雄　渡邉　朝次
旭日単光章を授ける（各通）（一月十四日）
小林　正人
旭日単光章を授ける（一月十六日）
野末　卓
旭日単光章を授ける（一月十七日）
岡田　進
旭日双光章を授ける（一月十九日）
浅賀　榮三
瑞宝小綬章を授ける（各通）
浅場　清
秋葉　稔
沖口　壽男
加藤　知見
久保田富造
近藤　要
鈴木　哲夫
巣山　芳秋
土井　武司
長岡　四郎
西之原惟明
（一等陸尉）
舟倉　清隆
細田　隆
水上　幸英
谷中　享
山田　敏彦
瑞宝双光章を授ける（各通）
岡田　孝
小田　清次
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月十一日）
内橋　昭夫
瑞宝小綬章を授ける
安藤榮太郎
小原　功
岡谷眞壽美
澤山　弘
鬼塚　勝國
嶋田　達雄

大嶋　理平
岡田　進
櫻井　照芳
有海　清寿
齋藤　拓雄
藤峰　登
橋本八右衛門
三原　憲二
渡邉　朝次
小林　正人
野末　卓
岡田　進
戸村　英雄
岡本　義久
久徳　勉
佐竹　一彦
瀬戸　勲
長原　幸春
舟倉　清隆
水上　幸英
山田　敏彦
堀越　登
大貫　裕司
大嶋　理平

竹内　明之　田中　次郎　玉置　文夫
中野　滋　平野　力　将木　基之
松浦　四郎　三嶋　賢治　宮川　四郎
（富山市公立学校長）　宮下　章
山根　嘉一
瑞宝双光章を授ける（各通）
内川　正次　當銘　邦夫
引地　義知　望月　正明
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月十二日）
北岡　容治
瑞宝小綬章を授ける
石垣　武雄　市川　幸雄
飯塚　明夫　後藤　貞夫
川口　平　木村要二郎　南部與一郎
清水　昭司　塚田　節郎
瑞宝双光章を授ける（各通）
赤松義三郎　小松崎　晃
斉藤　福平　水越　賢一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月十三日）
佐藤五十六
土谷　裕子
（判事）
瑞宝小綬章を授ける（各通）
大久保泉一郎　椎名　久信
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上一月十四日）
原　幸造
瑞宝双光章を授ける（一月十五日）
（大阪府立大学名誉教授）　茶珎　和雄
（大阪教育大学名誉教授）　森　泰
瑞宝小綬章を授ける（各通）
堀越　登
瑞宝単光章を授ける（以上一月十七日）
（東北大学名誉教授）　大貫　裕司
瑞宝中綬章を授ける（一月十八日）
大嶋　理平
瑞宝双光章を授ける（一月十九日）

皇室事項

信任状捧呈式

二月十六日午後三時、宮中において、新任本邦駐在ウズベキスタン国特命全権大使ハﾐﾄﾞｩﾗ・サドゥラエヴィチ・カラマトフの信任状捧呈式を行われた。

二月十六日午後三時三十分、宮中において、新任本邦駐在モルディブ国特命全権大使アハメド・カリールの信任状捧呈式を行われた。

官庁報告

官庁事項

特定保安林の指定について

平成22年2月1日付けで次の特定保安林を指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の3第4項の規定に基づき、公表する。

平成22年2月18日

農林水産大臣　赤松　広隆

（特定保安林の指定）

特定保安林の所在場所　和歌山県日高郡日高川町（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　徳島県阿波市（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を関係県庁及び市役所又は町役場に備え置いて縦覧に供する。）

資料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

二月十六日（火）

○法律案

一、小規模企業共済法の一部を改正する法律案（決定）（経済産業省）

一、中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案（決定）（経済産業省）

公告

諸事項

工場財団

岩手県盛岡市上田二丁目19番56号**盛岡ガス株式会社**の工場財団に岩手県岩手郡滝沢村滝沢字高屋敷平11番地23盛岡ガス株式会社瓦斯工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成22年2月18日　盛岡地方法務局